2　産品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、附属品、予備部品又は工具の価額を、場合に応じて原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

3　附属品、予備部品若しくは工具が当該産品について慣習的なものでない場合又は当該附属品、予備部品若しくは工具に係る仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされる場合には、当該附属品、予備部品又は工具は、原産性の決定に当たり、別個の産品とみなす。

第三・十三条　こん包材料及びこん包容器

1　産品の輸送用及び船積み用のこん包材料及びこん包容器については、産品が原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。

2　産品の生産に使用された全ての非原産材料について附属書二（品目別規則）に定める関連する関税分類の変更の要件を満たしているか否かを決定するに当たり、当該産品の小売用のこん包材料及びこん包容器については、当該産品に含まれるものとして分類される場合には、考慮しない。

3　産品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、当該産品の小売用のこん包材料及びこん包容器を、場合に応じて原産材料又は非原産材料として考慮する。

第三・十四条　原産地に関する証拠書類

この章の規定の適用上、次のいずれかの文書を原産地に関する証拠書類とする。

(a)　次条に規定する原産地証明書

(b)　第三・十六条に規定する原産地証明文書

第三・十五条　原産地証明書

1　輸出締約国の権限を与えられた機関又は他の発給機関は、輸出締約国に所在する輸出者、生産者又は当該輸出者若しくは生産者の責任の下で権限を与えられた代理人が書面による申請を提出した後、原産地証明書を発給する。

2　原産地証明書については、次のとおりとする。

(a)　原産地証明書に記載される産品が原産品であることを明記する。

(b)　一又は二以上の産品に関して発給するものとし、種々の産品を含めることができる。

(c)　印刷によるもの又は両締約国が合意する他の媒体によるものとする。

(d)　附属書三（原産地に関する証拠書類の基本的な記載事項）に定める基本的な記載事項を含める。

(e)　発給された日から一年間有効なものとする。

(f)　両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、一回限りの輸入について適用されるものとする。

3　締約国の輸出者が産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、次のいずれかのものに基づいて原産地証明書の発給を申請することができる。

(a)　当該産品の生産者が提供する情報に基づく当該産品が原産品であるとの当該輸出者が有する知識

(b)　当該産品が原産品であるとの書面又は電子的手段による申告であって、当該産品の生産者が提出するもの

(c)　当該産品が原産品であるとの書面又は電子的手段による申告であって、当該輸出者の要請により、当該産品の生産者が輸出締約国の権限を与えられた機関又は他の発給機関に直接かつ任意に提出するもの

4　各締約国は、次のことを確保するため、権限を与えられた機関又は他の発給機関が、原産地証明書の申請に際して適正な審査を行うことを定める。

(a)　当該原産地証明書に記載される産品が原産品であること。

(b)　当該原産地証明書に含まれる記載内容が、提出された補助的な文書の記載内容に相当するものであること。

5　輸入締約国の税関当局は、原産地証明書の有効期間の満了の日の後に当該原産地証明書が提出される場合において、提出のための期限を遵守することができないことが不可抗力その他の輸出者、生産者又は輸入者にとってやむを得ない正当な原因によるものであるときは、当該輸入締約国の法令又は行政上の手続に従って、当該原産地証明書を受理することができる。

6　一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、他方の締約国に対し、原産地証明書の様式の見本及び自国の権限を与えられた機関又は他の発給機関の名称、住所、代表者の署名の見本、公の印章の図案その他の両締約国が合意する詳細を提供する。その後の変更については、速やかに通報する。

第三・十六条　原産地証明文書

1　第三・十四条(b)に規定する原産地証明文書は、産品の輸入者、輸出者又は生産者が、この条の規定に従い、次のいずれかのものに基づいて作成することができる。

(a)　当該産品が原産品であることを示す当該輸入者、輸出者又は生産者が有する情報

(b)　原産地証明文書が輸入者によって作成される場合には、当該産品が原産品である旨の輸出者又は生産者（輸出者が当該産品の生産者でないとき。）の書面又は電子的手段による申告に対する合理的な信頼

(c)　原産地証明文書が輸出者によって作成される場合において、当該輸出者が当該産品の生産者でないときは、当該産品が原産品である旨の生産者の書面又は電子的手段による申告に対する合理的な信頼

2　原産地証明文書については、次のとおりとする。

(a)　原産地証明文書に記載される産品が原産品であることを明記する。

(b)　一又は二以上の産品に関して作成するものとし、種々の産品を含めることができる。

(c)　印刷によるもの又は電子的な手段によるものとする。

(d)　附属書三（原産地に関する証拠書類の基本的な記載事項）に定める基本的な記載事項を含める。

(e)　作成された日から一年間有効なものとする。

(f)　両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、一回限りの輸入について適用されるものとする。

3　輸入締約国の税関当局は、原産地証明文書の有効期限の満了の日の後に当該原産地証明文書が提出される場合において、提出のための期限を遵守することができなかったことが不可抗力その他の輸出者、生産者又は輸入者にとってやむを得ない正当な原因によるものであるときは、当該輸入締約国の法令又は行政上の手続に従って、当該原産地証明文書を受理することができる。

4　一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、他方の締約国に対し、原産地証明文書の様式の見本を提供する。当該様式のその後の変更については、速やかに通報する。

第三・十七条　関税上の特恵待遇の要求

1　関税上の特恵待遇の要求は、原産地に関する証拠書類によって裏付けられるものとする。

2　この章に別段の定めがある場合を除くほか、輸入締約国は、輸出締約国から輸入される産品について、次の全ての条件が満たされる場合には、関税上の特恵待遇を与える。

(a)　輸入者が輸入の際に関税上の特恵待遇を要求すること。

(b)　当該産品が輸出締約国の原産品であること。

(c)　輸入者が、輸入締約国の税関当局の要請に基づき、原産地に関する証拠書類及び適当な場合には当該産品が原産品であることを示す他の証拠を当該輸入締約国の法令に従って提出すること。

注釈1　輸入者が原産地証明書の原本を保有していることを条件として、当該輸入者は、関税上の特恵待遇の要求に当たり、輸入締約国の税関当局の要請に基づき、当該原産地証明書の写しを提出することができる。ただし、当該輸入締約国の税関当局が当該輸入者に対して当該原産地証明書の原本を提出させる権限を害するものではない。

注釈2　輸入者は、関税上の特恵待遇の要求に当たり、輸入締約国の税関当局の要請に基づき、原産地証明文書の写しを提出することができる。ただし、当該輸入締約国の税関当局が当該輸入者に対して当該原産地証明文書の原本を提出させる権限を害するものではない。